議員のSNS上での書き込みに関する正副議長声明

今般、三重県議会議員がSNS上に書き込みを行った事案について、その内容を 巡って三重県内だけでなく、全国にも広く報道がなされ、三重県議会の信頼を損ね ることとなったことを受けて、正副議長から本人に対して文書にて厳重注意を行な いました。

昨年度のSNS上での事案を発端にして、人権侵害行為を明記するなどの条例改正が予定されている「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」では、条例の目的として、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することとしています。また、責務として、議員は高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならないと規定しています。

本年5月に議員提出条例として全会一致で可決した「差別を解消し、人権が尊重 される三重をつくる条例」では、議員等の責務として、高い人権意識を持ち、条例 の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすことを規定しています。

三重県議会として、これらの条例の下、議員の責務をしっかりと果たし、県民の 議会に対する信頼を揺るぎないものとするため、議員一人一人の更なる意識高揚に 向けて不断の取組を行っていきます。

令和4年10月28日

三重県議会議長 前野 和美

三重県議会副議長 藤田 宜三